

「第25回秋季神奈川県小中学生アイスホッケー選手権大会」
開催要項

1. 名 称 : 「第25回秋季神奈川県小中学生アイスホッケー選手権大会」
2. 主 催 : 神奈川県アイスホッケー連盟
3. 主 管 : 普及委員会
4. 後援協力 : 相模原市スケート協会
5. 会 期 : 2015年10月24日(土)～10月31日(土)
6. 会 場 : 銀河アリーナ、新横浜スケートセンター
7. 参加資格 : 神奈川県アイスホッケー連盟に登録された小中学生チームに所属する選手および役員
8. 参加チーム : 【小学生(低学年)4チーム】
新横浜ジュニアA・B、ヨコハマスターズ、
合同チーム(ブルーベアーズ・リトルペンギンズ・アイリズ)
【小学生(高学年)4チーム】
新横浜ジュニアA・B、ヨコハマスターズ、
合同チーム(ブルーベアーズ・リトルペンギンズ・アイリズ)
【中学生 4チーム】
新横浜ジュニア、ヨコハマスターズ、アイリズ、
合同チーム(ブルーベアーズ・リトルペンギンズ)
9. 参加申込 : チーム参加を2015年9月30日までに jlc11@kihf.net 宛に申込み、選手登録は2015年10月14日までに、所定の書式において申込みを完了させる事。
10. 参加費 : クラス毎に別途設定した参加費を下記口座へ10月20日までに振り込むこと。
なお期日までに入金確認の取れないチームは出場を認めない

振込先 横浜銀行 本店営業部 普通口座 6097936
神奈川県アイスホッケー連盟 会計 長谷川 宜彦
11. 競技規則 : 下記ローカル・ルールを除いて、原則 IIHF 国際競技規則に基づく補助規則(ローカル・ルール)
 - a. 出場最少人数は7名とし、ユニフォームを着ないベンチ役員1名とする。
(人数が満たない場合には没収試合とし、スコアは0-15とする)
 - b. プレーヤーは、全員フルフェイスマスク、マウスガード、及びネックガードを完全着用する。
 - c. ゴールキーパーはネックガードを着用し、パック及びスティックが貫通しないマスクを着用する。
 - d. ヘルメット、及びパンツの色はチームで統一する。(GKのヘルメットは除く)
 - e. 合同チームでユニフォームが異なる場合には、ベストを着用する。
 - f. 髪はヘルメットの中に収めるか、ひとつにまとめてユニフォームの中に収めること。
お守り等は、必ずユニフォーム(パンツ)の中に入れ、外に出さないようにする。
 - g. ベンチは、トーナメント表の左側のチームが本部席より向って左側とし仮のホームとする。
 - h. ホームの決定は、試合前のパックスで決定する。(仮ホームが表裏を選択する)

12. 競技時間 : 練習 5 分、各ピリオドロス込み 20 分、インターバル 5 分で行う。
ペナルティータイムは正規のものとする。タイムアウトは取れない。
ただし、貸切時間内に試合が終了しない事が予想される場合は、スーパーバイザーの判断により第 3 ピリオドの試合時間をロス込みにする場合がある。
13. 順位 : トーナメント戦方式による。敗者も順位決定戦を行う。
① 決勝戦については、第 3 ピリオドを終了して同点の場合は、4 on 4 方式の 5 分間の延長 (サドンビクトリー方式) を行う。
それでも決しない場合は 1 名ずつのゲームウイニングショットを行う。
② 上記以外の試合は、第 3 ピリオド終了し同点の場合は、3 名ずつのゲームウイニングショットを行う。それでも決しない場合は 1 名ずつのサドンビクトリー方式のゲームウイニングショットを行う。
14. 優勝チーム : 低学年優勝チームは U 9 関東予選の参加資格を付与する。
15. オフィシャル : (大会毎の罰則規定)
オフィシャル当番チームは、オフィシャルスコアキープとルールに精通した者でその任に当たり、責任持って終了させる。
オフィシャル当番はスケート靴持参 (6 名以上) で試合開始 30 分前に集合し、準備を開始すること。
オフィシャル当番が遅刻・欠席・人数不足等によりその任務を履行できなかったと大会役員により判断された場合、審議委員会において罰則を科す。
罰則の範囲は不履行により再試合となった場合、その費用負担から無期限の出場停止までとする。また、試合終了後 10 分以内にゲームシートを完成させること。
16. スーパーバイザー : (大会毎の SV 規定)
a. ゲームを円滑に運営することを目的として、各ゲームにつき 1 名ずつ、スーパーバイザーを置く。
b. スーパーバイザーは、ゲームの運営に関し、会場関係者・レフェリー・オフィシャルと協調あるいは指示を出しその任に当たる。
c. スーパーバイザーは、オフィシャルチームから 1 名派遣する。
16. 試合中の傷害 :
a. 各チームで必ずスポーツ安全保険等傷害保険に加入すること。
b. 試合中に傷害を負った選手は所定の用紙を持ってスーパーバイザーに届け出ること。
c. 傷害に関するデータは医事委員会に報告され、用具やルール改善の基本資料として活用される。
d. 選手・役員等の移動及び本大会における事故、負傷、盗難等については、本連盟は一切の責任を負わない。各チームが責任をもって予め対処すること。
17. その他 : 要綱に記載されていない不測の事態が発生した場合は、普及委員会にて別途協議をする。
18. 懲戒委員会 : 委員長 :
委員 :
e. 懲戒委員会は、理事長、副理事長、競技委員長、レフェリー委員長、普及担当理事 1 名の 5 名とする。